平成２１年（フ）第３４１６号
名古屋市南区柴田町１丁目１番地の４　コーポ水明荘102号
債務者　西山　浩子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６５５号
名古屋市港区明正１丁目288番地　シェモア明正Ⅱ303号
債務者　千葉　達浩
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６８７号
青森市大字新町野字岡部18番地　あすなろアパート201号
債務者　関　　昌之
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３７４号
神奈川県茅ヶ崎市室田３丁目２番37号
債務者　菅原　朱美
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５２０号
神奈川県茅ヶ崎市今宿243番地３―２―203号今宿住宅
債務者　馬場　芳子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６３３号
神奈川県大和市大和南１丁目13番７―402号
債務者　栗山　達次
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６８７号
神奈川県鎌倉市手広１丁目７番16号　エミネンス鎌倉Ⅲ102
債務者　森田　富男
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６８８号
神奈川県鎌倉市手広１丁目７番16号　エミネンス鎌倉Ⅲ102
債務者　森田千代子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６２５号
神奈川県相模原市南台１丁目９番７号　クボコーポ205
債務者　森　　俊志
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６６５号
神奈川県相模原市上鶴間本町２丁目13番16号コアロード町田花水木通り401号
債務者　冨田　智子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６６６号
神奈川県座間市小松原１丁目16番27―503号グランパーク南林間
債務者　中嶋　　梢（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６７２号
神奈川県相模原市大島880番地８
債務者　香取真由美（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３９９号
愛知県安城市箕輪町東山206番地　ガーデンヒルズみのわ705
債務者　太田　和一
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月８日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２７号
愛知県岡崎市上和田町字城前５番地　ラ・フォーレ城南210
債務者　澤田　泰之
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月８日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４号
石川県七尾市沢野町ナ部12番地
債務者　髙垣　豊子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午前11時
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第５号
石川県七尾市田鶴浜町へ部40番地13
債務者　「酔華」こと　川端　麗子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午前11時10分
金沢地方裁判所七尾支部